

大阪広域水道企業団告示第4号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき、同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の徴収の事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年4月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

水道センターにおける徴収の事務

2 受託者の名称等及び委託期間

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	委託期間
岸和田水道事業における水道料金等の徴収の事務及び岸和田市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	株式会社ファノバ	大阪市北区梅田一丁目2番2-1200	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
八尾水道事業における水道料金等の徴収の事務及び八尾市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店	箕面市船場東三丁目4番17号 箕面 千里ビル	令和7年4月1日から 令和11年9月30日まで
富田林水道事業における水道料金等の徴収の事務及び富田林市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	第一環境株式会社関西支店	大阪市淀川区西中島六丁目8番8号	令和7年4月1日から 令和11年11月30日まで
柏原水道事業における水道料金等の徴収の事務及び柏原市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	株式会社アウトソーシングトータルサポート	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8 番33号 サウスコア205号室	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで

柏原水道事業における水道料金等の徴収の事務及び柏原市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	第一環境株式会社関西支店	大阪市淀川区西中島六丁目 8 番 8 号	令和 7 年 8 月 1 日から 令和11年11月30日まで
高石水道事業における水道料金等の徴収の事務及び高石市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	第一環境株式会社関西支店	大阪市淀川区西中島六丁目 8 番 8 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで